

目 次

条 例	ページ
1 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……	1
2 新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等 に関する条例の一部を改正する条例 ……	3
3 新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部 を改正する条例 ……	4
公 告	
予算の要領について（平成 24 年度補正予算） ……	4
（平成 24 年度一般会計補正予算（第 1 号）） ……	4
（平成 24 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）） ……	5
（平成 24 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）） ……	6
（平成 24 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）） ……	6
（平成 24 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）） ……	7
（平成 24 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）） ……	8
予算の要領について（平成 25 年度予算） ……	8
（平成 25 年度一般会計予算） ……	9
（平成 25 年度職員退職手当支給事業特別会計予算） ……	10
（平成 25 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算） ……	11
（平成 25 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算） ……	12
（平成 25 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算） ……	13
（平成 25 年度交通災害共済事業特別会計予算） ……	14

条 例

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 25 年 2 月 22 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 1 号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号ア中「自動車」を「自動車等」に改め、同条第6項中「前各項に定める」を「前各項に規定する」に、「支給の改定」を「支給額の改定」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「その他規則」を「その他の規則」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

別表第1備考中「100分の98.82」を「100分の98.91」に改める。

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項中「100分の98.82」を「100分の98.91」に改め、「(規則で定める職員を除く。)には」の次に「、平成26年3月31日までの間」を加え、同項第1号中「平成21年改正条例附則第2条第1号」を「平成21年改正条例附則第2項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(平成 25 年 4 月 1 日における号給の調整)

- 2 平成 25 年 4 月 1 日においてこの条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 5 号）附則第 7 条の規定による給料に関する状況を考慮して規則で定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成 19 年 1 月 1 日及び平成 20 年 1 月 1 日の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）第 5 条第 4 項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員の平成 25 年 4 月 1 日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の 1 号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして規則で定める職員にあっては、2 号給）上位の号給とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、新潟県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 16 年条例第 11 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、育児休業法第 17 条の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 5 新潟県市町村総合事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成 16 年条例第 43 号）第 14 条第 2 号に規定する任期付短時間勤務職員に対する第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 25 年 2 月 22 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 2 号

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 16 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

平成 25 年 2 月 22 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合条例第 3 号

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成 16 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

公 告

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 25 年 2 月 18 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）、平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）、平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）及び平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領を次のとおり公表する。

平成 25 年 2 月 22 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 31,681 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 398,873 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 財産収入		1,001	444	1,445
	1 財産運用収入	1,000	444	1,444
6 繰越金		8,104	31,237	39,341
	1 繰越金	8,104	31,237	39,341
歳入合計		367,192	31,681	398,873

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		279,550	△10,200	269,350
	1 総務管理費	279,300	△10,200	269,100
4 積立金		27,207	34,679	61,886
	1 基金積立金	27,207	34,679	61,886
5 予備費		2,001	7,202	9,203
	1 予備費	2,001	7,202	9,203
歳出合計		367,192	31,681	398,873

平成24年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ413,011千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,607,938千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		5,866,713	373,499	6,240,212
	1 退職手当負担金	5,866,713	373,499	6,240,212
2 財産収入		112,357	27,922	140,279
	1 財産運用収入	112,356	27,922	140,278
3 繰入金		2,200,640	△160,823	2,039,817
	1 基金繰入金	2,200,640	△160,823	2,039,817
4 繰越金		1	170,178	170,179
	1 繰越金	1	170,178	170,179
5 諸収入		15,216	2,235	17,451
	2 預金利子	994	2,235	3,229
歳入合計		8,194,927	413,011	8,607,938

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		7,989,569	300,000	8,289,569
	1 退職手当事業費	7,963,024	300,000	8,263,024
2 積立金		112,356	113,011	225,367
	1 基金積立金	112,356	113,011	225,367
歳 出 合 計		8,194,927	413,011	8,607,938

平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,671 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,568 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財産収入		586	328	914
	1 財産運用収入	586	328	914
4 繰越金		1	5,343	5,344
	1 繰越金	1	5,343	5,344
歳 入 合 計		9,897	5,671	15,568

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 積立金		586	5,671	6,257
	1 基金積立金	586	5,671	6,257
歳 出 合 計		9,897	5,671	15,568

平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算
(第 1 号)

平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,640千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,629,404千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	13,640	13,641
	1 繰越金	1	13,640	13,641
歳入合計		1,615,764	13,640	1,629,404

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		11,154	13,640	24,794
	1 基金積立金	11,154	13,640	24,794
歳出合計		1,615,764	13,640	1,629,404

平成24年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算
(第1号)

平成24年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ715千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,536千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	715	716
	1 繰越金	1	715	716
歳入合計		41,821	715	42,536

2 歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 積立金		10,927	715	11,642
	1 基金積立金	10,927	715	11,642
歳出合計		41,821	715	42,536

平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 24 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 44,903 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,387,181 千円とする。

第 2 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 会費収入		624,000	△10,600	613,400
	1 会費収入	624,000	△10,600	613,400
2 財産収入		61,021	3,097	64,118
	1 財産運用収入	61,020	3,097	64,117
3 繰入金		747,059	△76,346	670,713
	1 基金繰入金	747,059	△76,346	670,713
4 繰越金		1	38,946	38,947
	1 繰越金	1	38,946	38,947
歳 入 合 計		1,432,084	△44,903	1,387,181

2 歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		803,464	△40,000	763,464
	1 交通災害共済事業費	766,403	△40,000	726,403
2 積立金		628,020	△4,903	623,117
	1 基金積立金	628,020	△4,903	623,117
歳 出 合 計		1,432,084	△44,903	1,387,181

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、平成 25 年 2 月 18 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

平成 25 年 2 月 22 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 440,813 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		54,259
	1 負担金	54,259
2 交 付 金		36,240
	1 交 付 金	36,240
3 使用料及び手数料		188,584
	1 使 用 料	188,584
4 財 産 収 入		1,331
	1 財産運用収入	1,330
	2 財産売払収入	1
5 繰 入 金		149,267
	1 特別会計繰入金	84,242
	2 基金繰入金	65,025
6 繰 越 金		8,302
	1 繰 越 金	8,302
7 諸 収 入		2,829
	1 預金利子	11
	2 弁償金	1
	3 雑 入	2,817
8 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
歳 入	合 計	440,813

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,420
	1 議 会 費	1,420
2 総 務 費		378,940
	1 総務管理費	378,779
	2 監査委員費	161

3 事業費		57,622
	1 研修等事業費	57,622
4 積立金		1,330
	1 基金積立金	1,330
5 予備費		1,501
	1 予備費	1,501
歳出合計		440,813

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,228,659 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		6,133,713
	1 負担金	6,133,713
2 財産収入		109,807
	1 財産運用収入	109,806
	2 財産売払収入	1
3 繰入金		1,977,798
	1 基金繰入金	1,977,798
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		7,340
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	721
	3 雑入	6,618
歳入合計		8,228,659

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		8,026,853
	1 退職手当事業費	7,999,401
	2 繰 出 金	27,452
2 積 立 金		109,806
	1 基金積立金	109,806
3 諸 支 出 金		89,000
	1 雑 支 出	89,000
4 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		8,228,659

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算
平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,961 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		9,247
	1 負 担 金	9,247
2 財 産 収 入		710
	1 財産運用収入	710
3 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		9,961

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		9,251
	1 非常勤職員公務災害補償等事業費	8,139
	2 繰 出 金	1,112
2 積 立 金		710
	1 基金積立金	710
歳 出 合 計		9,961

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算
平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,595,451 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		894,925
	1 負 担 金	894,925
2 交 付 金		690,000
	1 交 付 金	690,000
3 財 産 収 入		10,375
	1 財産運用収入	10,374
	2 財産売払収入	1
4 繰 入 金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		149
	1 預金利子	148
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		1,595,451

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		1,585,076
	1 消防団員等事業費	1,567,843
	2 繰 出 金	17,233
2 積 立 金		10,374
	1 基金積立金	10,374
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		1,595,451

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算
平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 40,031 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		889
	1 負 担 金	889
2 財 産 収 入		9,139
	1 財産運用収入	9,138
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		30,000
	1 基金繰入金	30,000
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 預金利子	1
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		40,031

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		30,892
	1 消防賞じゅつ金費	30,707
	2 繰 出 金	185
2 積 立 金		9,138
	1 基金積立金	9,138
3 諸 支 出 金		1
	1 雑 支 出	1
歳 出 合 計		40,031

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算

平成 25 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,350,723 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 会 費 収 入		593,500
	1 会費収入	593,500
2 財 産 収 入		58,011
	1 財産運用収入	58,010
	2 財産売払収入	1
3 繰 入 金		699,208
	1 基金繰入金	699,208
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		3
	1 預金利子	1
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		1,350,723

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		750,113
	1 交通災害共済事業費	711,853
	2 繰 出 金	38,260
2 積 立 金		600,010
	1 基金積立金	600,010
3 諸 支 出 金		100
	1 雑 支 出	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		1,350,723